

資料 3 - 3

別 冊

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画

第1期

(案)

岩 手 県

目 次

1 区域の設定	2
2 各年度の量の見込みと提供体制、実施時期	3
3 認定こども園の普及	4
4 実施者・従事者の確保及び資質向上	6
5 専門的な知識・技術を要する支援	7
6 市町村の区域を超えた調整	12
7 教育・保育情報の公表	13
8 職業生活と家庭生活の両立	13
9 計画期間	14
10 計画の点検及び評価	14

(区域の設定)

1 区域の設定

(1) 設定区域の趣旨

区域は、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位をいいます。

(2) 設定区域の内容

県が定める区域は、市町村単位を1区域とします。したがって、全体で33区域となります。

【理由】

県内の市町村が設定する教育・保育提供区域は、当該市町村全域を1区域とすることが半数を超える状況と見込まれています。また、児童が他市町村の教育・保育施設に通う広域利用が、ほとんどの市町村においてみられるところですが、広域利用の率が1割を超えているのは3市町村であり、多くの市町村では居住市町村の施設を利用しています。[参考資料1]

また、県設定区域は、教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となることから、供給過剰の市町村と供給不足の市町村で1つの区域を設定した場合、供給過剰の市町村に施設が設置されれば、供給不足の市町村に施設整備ができなくなることから、教育・保育ニーズへの適切な対応ができなくなるおそれがあります。

このため、県では、これら広域利用等の実態や市町村が定める区域等を総合的に勘案し、市町村単位を1区域と設定します。

【参考】

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めるものとされており、県は、隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえて、区域を定めることとされています。

その際、県設定区域は、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとされています。

(3) 設定区域の状況（区域名）

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市
陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、零石町、葛巻町
岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町
山田町、岩泉町、田野畠村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町

（各年度の量の見込みと提供体制、実施時期）

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における設定区域ごとの教育・保育の量の見込みは、別表__のとおりとします。

【算定の考え方】

この数値は、市町村が住民に対して教育・保育施設の現在の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況に関する調査を実施し、その結果に基づいて算出した市町村子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の量の見込みを集計したものです。

(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

設定区域ごとの教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期は、別表__のとおりとします。

【算定の考え方】

市町村では、地域の実情や多様なニーズに応じた提供体制の確保に努めており、国が定めた「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに、量の見込みに対応する特定教育・保育及び地域型保育事業を整備・実施することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めています。

その考えに基づいて算出した市町村子ども・子育てにおける、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期の数値を集計したものと県の数値としています。

(認定こども園の普及)

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 県設定区域毎の認定こども園の目標設置数及び設置時期

県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期は、別表_のとおりとします。

【算定の考え方】

幼稚園、保育所の意向を踏まえて設定しています。

(2) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他の地域の事情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であるという特徴を踏まえ、幼稚園、保育所及び保護者への情報提供等を通じその普及を図ります。

そのため、県は、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を希望する施設に対しては、移行手続き等の情報提供やきめ細かな相談に対応するとともに、国の補助金等を最大限活用しながら必要な財政措置を講じ、より多くの施設の設置に向けて取り組みます。

また、幼保連携型認定こども園は、認可手続きを簡素化した制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組みます。

(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等

本県においては、これまで園長等運営管理協議会研修等、幼稚園と保育園の合同研修を実施してきているところですが、今後においても認定こども園を普及していくことを踏まえ、幼稚園教諭と保育士の合同研修の重要性が高まることから、同研修の充実に努めます。

(4) 教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

ア 基本的考え方

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいことから、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を安定的に

提供し、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

イ 推進方策

各々の子どもや子育て環境の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を推進していきます。

また、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であることから、研修等によりその専門性の向上を図っていきます。また、施設設備等の良質な環境の確保に努めています。

さらに、こうした教育・保育及び子育て支援の質の確保・向上のためには、適切な評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善努力を行っていきます。

(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

ア 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策

質の高い教育・保育及び地域型保育事業を実施するためには、事業者同士が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組みを進めて行く必要があります。

特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を担う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。

また、地域型保育事業について、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。

県としては、市町村の積極的な関与を促進することにより、事業者同士の円滑な連携が図られるよう取り組みます。

イ 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても、十分配慮することが必要です。保育を必要とする子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業を利用できるよう相互に連携を図ることが必要です。

県としては、市町村の積極的な関与を促進することにより、関係機関同士の円滑な連携が図られるよう取り組みます。

(実施者・従事者の確保及び資質向上)

4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上

(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保

質の高い特定教育・保育等の事業の提供に当たって基本となるのは人材であり、県及び事業者は人材の確保に努めます。

県は「岩手県保育士・保育所支援センター」を保育士確保に関する中心的な実施機関と位置づけ、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職への情報提供、保育所と潜在保育士とのマッチング等を通じ、保育士確保に努めます。

また、職員給与の改善等処遇改善を図り、働く魅力を感じ、働き続けたい職場環境の構築を図ります。

さらに、県内の保育士養成施設及び公共職業安定所等との連絡会議を通じ、相互の連携を図り就業の促進に努めます。

幼保連携型認定こども園に従事する保育教諭については、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有することが必要ですが、改正認定こども園法に基づく要件緩和による資格取得により、特例期間である5年間での取得を促進していきます。

(2) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込数

(単位：人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
保育教諭					
保育士					
幼稚園教諭					
保育従事者 ※1					
家庭的保育者 ※2					
家庭的保育補助者 ※3					
家庭的保育者 ※4					

※1：小規模保育事業B型における保育事業者

※2：小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育者

※3：小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者

※4：居宅訪問型保育事業における家庭的保育者

(3) 資質の向上のために講ずる措置

特定教育・保育事業に従事する者の段階に応じた研修を引き続き実施し、資質の向上を図ります。また、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の資質の向上について、市町村が実施する研修等の支援を行います。

(専門的な知識・技術を要する支援)

5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する 施策並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待から子どもを守るために、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策を講ずる必要があります。

また、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制の充実が必要であることから、次の取組を行います。

ア 児童相談所の体制の強化

- 児童虐待防止対策の中心となる児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上が重要であることから、児童相談所の児童福祉司等の適正な配置を図るとともに、研修などによる専門性の向上、スーパーバイザーの養成に努めます。また、虐待対応専門チーム^{*}により、迅速、適切な対応に努めます。

^{*}虐待対応専門チーム：県の福祉総合相談センター、各児童相談所において、児童虐待相談に迅速・専門的に対応するため、児童福祉司、児童心理司等によって構成されています。

- 一時保護所については、一時保護委託も含めて、社会的養護体制の整備の動向を勘案し、課題のある児童への個別対応ができる居室の確保等、機能及び体制の充実に努めます。

イ 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

- 児童相談所と市町村その他の関係機関との適切な役割分担を図るため、児童相談所は、広域振興局、市町村、児童福祉施設（保育所等）、学校、教育委員会、警察並びに医療機関などの関係機関との連携の強化に努めます。
- 関係機関と連携し、県が策定した「児童虐待防止アクションプラン」に基づき、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、相談・対応機能の充実、再発防止に

取り組みます。

- 市町村や児童家庭支援センターが児童虐待をはじめとする児童相談に適切に対応できるよう、児童相談所において、市町村への巡回支援の実施や、個別ケース検討会議に参加するほか、要保護児童対策地域協議会の活動を支援します。

ウ 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

- 児童虐待の発生予防のため、妊娠等に関して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の強化について支援します。
- 医療機関等と市町村との連携及び情報共有により、養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭に対する市町村等の取組を支援します。

エ 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

- 児童虐待による死亡事例等の重大事例について検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じます。

(2) 社会的養護体制の充実

社会的養護の体制整備については、虐待を受けた子ども、障害児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等の増加に対応して、質・量ともに充実を図る必要があります。このため、社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境で行われることを目指し、原則として家庭的養護（里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）における養護をいう。以下同じ。）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等における養護をいう。）もできる限り家庭的な養育環境の形態としていく必要があります。

具体的には、今後15年で、社会的養護の形態（児童養護施設、乳児院及び里親等に限る。）について、全ての児童養護施設及び乳児院を小規模グループケア化するとともに、本体施設、グループホーム（地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアをいう。以下同じ。）及び里親等をおおむね3分の1ずつの割合にしていくことを目標として必要事業量を設定するとともに、次の基本的な方向性に沿って社会的養護体制の整備を計画的に推進し、質の高いケアを目指します。

ア 家庭的養護の推進

(1) 里親委託等の推進

- 家庭的な養育環境を充実するため、里親委託については委託率を設定し、里親への委託を推進します。里親支援については、児童相談所が中心となり、市町村や児童養護施設等と連携し、里親の研修、相談支援、相互交流等を行います。ま

た、里親の開拓及び里親支援の充実のため、地域や関係機関の理解と協力を得られるよう市町村等と連携して取り組むほか、小規模住居型児童養育事業も促進します。

(イ) 施設の小規模化及び地域分散化の推進

- 児童養護施設及び乳児院が策定した家庭的な養護の推進に関する計画に対する技術的な助言を行うとともに、県が策定した家庭的な養護の推進に関する計画に基づき、本体施設、グループホーム等の整備について地域の実情に即した取り組みを推進するため、社会福祉法人が運営する児童養護施設等の改築・改修や運営に係る経費について支援します。

イ 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

- 虐待を受けた子ども等の安定した人格形成や精神的回復等のため、各施設への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等、職員配置の促進など専門的ケア体制の整備や、基幹的職員研修への参加等、施設職員の技術向上のための取組を支援します。
- 岩手県福祉人材センターなどを活用しながら社会的養護の担い手となる施設職員の確保について支援するとともに、施設職員の資質向上を図るために研修の充実を図ります。

ウ 自立支援の充実

- 児童養護施設や児童自立支援施設退所児等の相談援助や就労支援など自立に向けた支援の充実を図るため、施設退所児が気軽に相談できるような雰囲気づくりについて支援するとともに、今後の利用見込み等の動向を踏まえながら、自立援助ホーム※の整備の必要性を検討します。

※自立援助ホーム：義務教育終了後、児童養護施設等を退所し就職する児童等が共同生活を営み、相談等の支援が受けられる施設をいいます。

エ 家庭支援及び地域支援の充実

- 家族支援機能を強化するため、児童相談所と児童家庭支援センター等関係機関の役割分担及び連携を推進するとともに、虐待の再発防止や親子関係再構築に向けた保護者への指導・支援を推進します。
- 地域支援の充実のため、施設による地域の里親等への支援や子育て短期支援事業等を活用した子育て家庭への支援を促進します。

オ 子どもの権利擁護の推進

- 子どもの権利擁護の強化を図るため、「いわて子どものけんりノート」を活用

しながら子どもや施設職員に対して子どもの権利の重要性の周知を図るとともに、子どもの権利に配慮したケアの質の向上のための取組等を進めます。

- 被措置児童等虐待に関する通告等があった場合や、被措置児童に対する虐待があった場合は、「岩手県被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき、児童の安全確保と施設等に対する対応について迅速に進めます。
- ケアの質の向上を進めるため、施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組を促進するとともに、福祉サービス第三者評価の受審を支援します。

(3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）の自立支援については、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及び岩手県ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、相談機能の充実、就業支援の推進、子育て支援・生活支援の推進、養育費の確保の促進、経済的支援の推進を中心として、総合的な自立支援を推進します。

ア 相談機能の充実

- ひとり親家庭等の自立に必要な相談指導に対応するため、広域振興局に配置している母子・父子自立支援員の資質の向上のための研修を行うとともに、家庭訪問や関係機関と連携した地域に出向いた相談事業を実施するなど、相談機能の充実を図ります。
- ひとり親家庭のためのハンドブックを作成し配布するとともに、インターネットやマスメディアなどの多様な媒体を活用し、就業や子育て支援サービスの施策や各種相談機関の周知を図ります。また、市町村や岩手県母子寡婦福祉連合会、岩手県社会福祉協議会等においても、必要な情報発信ができるよう支援します。

イ 就業支援の推進

- 母子家庭等就業・自立支援センターの就業相談員による職場開拓や、公共職業安定所、商工関係団体、市町村等と連携し、就業相談や就業支援を推進します。
- 自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業を実施し、教育訓練講座の受講費用の一部助成や、資格取得のため養成機関に在学する間、給付金の支給を毎月行うことにより、就業に必要な技能や資格習得を支援します。

ウ 子育て支援・生活支援の推進

- 仕事と子育ての両立支援の充実を図るため、保育所への優先入所、保育ニーズに対応した保育所の整備、ファミリー・サポート・センター事業の拡充等を

促進します。

- 一時的な生活援助や子育て支援等を家庭生活支援員が行う、日常生活支援事業の活用を推進します。

工 養育費の確保の促進

- 子どもを監護していない親からの養育費の確保を促進するため、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費相談員による相談活動を実施します。また、養育費相談員への研修によりその資質の向上を図ります。
- 弁護士による無料法律相談を県内各地で実施し、専門的な相談支援を行うとともに、厚生労働省が運営する養育費相談支援センターと連携し、きめ細やかな相談支援を行います。
- 養育費相談や法律相談に関する普及啓発を図り、その利用を促進します。

オ 経済的支援の推進

- ひとり親家庭の自立や子どもの修学等のため、母子父子寡婦福祉資金の活用促進や生活福祉資金の情報提供を図るとともに、ひとり親家庭への児童扶養手当を適切に支給します。
- ひとり親家庭の父母や子ども等が適正な医療を受けられるよう、医療費の一定額以上の自己負担額に対して助成を行うことで、健康保持と福祉の増進を図ります。

(4) 障がい児施策の充実等

ア 療育支援ネットワークの構築

障がい児に対して、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、岩手県障がい者自立支援協議会療育部会及び岩手県立療育センターが地域自立支援協議会療育関係部会との連携を図り、地域療育支援ネットワークの構築と機能の充実を図ります。

また、岩手県立療育センターと他の医療機関との機能連携を推進し、ネットワーク内の医師の協力・連携による医療体制の構築を図ります。

イ 施設入所サービスの提供体制確保

障害児入所施設については、各地域で、ニーズに対応した療育が受けられるよう、入所児童等のニーズの動向を注視しながら、定員数の調整を図るとともに、重症心身障がい児への対応については、岩手県立療育センターが中核となり、入所施設や医療機関との連携による支援ネットワークの構築を図ります。

ウ 発達障がいへの支援体制整備

発達障がい者支援センターの研修等を通じて関係者の専門性の向上を図るととも

に、県民への普及・啓発に努めます。

工 特別支援教育の充実

特別支援学校が地域の学校等からの指導や研修についての相談・支援の要請に応じることができるようにセンター的機能の充実を図ります。

(市町村の区域を超えた調整)

6 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

(1) 子ども・子育て支援事業計画作成時の調整

ア 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、市町村の区域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合には、教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、関係市町村と調整を行います。

イ 県は、当該市町村間の調整が整わない場合等必要な場合において、地域の実情に応じ、市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整を行います。

この調整の方法は、以下のとおりとします。

- (ア) 調整を必要とする市町村は、県に調整を求める文書を提出します。
- (イ) 県は、要請に基づき関係市町村と協議、調整を行います。

(2) 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整

市町村長は、市町村の区域を超えた広域的な利用が行われる特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ、知事に協議を行うこととされています。

この協議の方法は以下のとおりとします。

ア 市町村は、子ども・子育て支援法施行規則第27条及び第29条の規定に定める事項を記した文書をもって知事に協議を行うものとします。

イ 県は、当該特定教育・保育施設が所在する区域における教育・保育の提供体制の確保の内容に留意して、協議を行うものとします。

(教育・保育情報の公表)

7 教育・保育情報の公表

県は、子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する機会を確保するため、法人や特定教育・保育施設の基本情報について県ホームページを通じ公表します。

(職業生活と家庭生活の両立)

8 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- ア 各種セミナーの開催等により「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の普及啓発に努めます。
- イ 関係機関と連携し、育児休暇や子どもの看護休暇の取得や、学校行事に参加しやすい職場環境づくりに取り組む企業等の拡充を図るとともに、先進的な取組を実施する企業の表彰、認証等を行います。
- ウ 県の関係部局との連携はもとより、女性の就職支援協議会への参画をはじめ、国の労働局との施策と十分な連携を図っていきます。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育所の運営費に対して引き続き支援するとともに、適正な保育が実施されるよう必要な指導を行います。また、保育所等の施設整備を計画的に進めていくとともに、認定こども園に対する制度等の情報提供などにより、施設整備または既存施設の認定こども園への円滑な移行を支援します。

また、3歳未満の待機児童を解消するため、小規模保育事業をはじめとする地域型保育事業の活用を促進します。

保育士の確保については、処遇改善など勤労環境の整備を支援するとともに、潜在保育士の再就職等を支援する保育士・保育所支援センターにより、人材の確保に努めます。

県は放課後児童クラブを始めとする地域子ども・子育て支援事業を支援し、地域の実情に応じて実施する子ども・子育て支援の充実を図ります。

(計画期間)

9 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の期間

本計画の期間は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間とします。

(計画の点検及び評価)

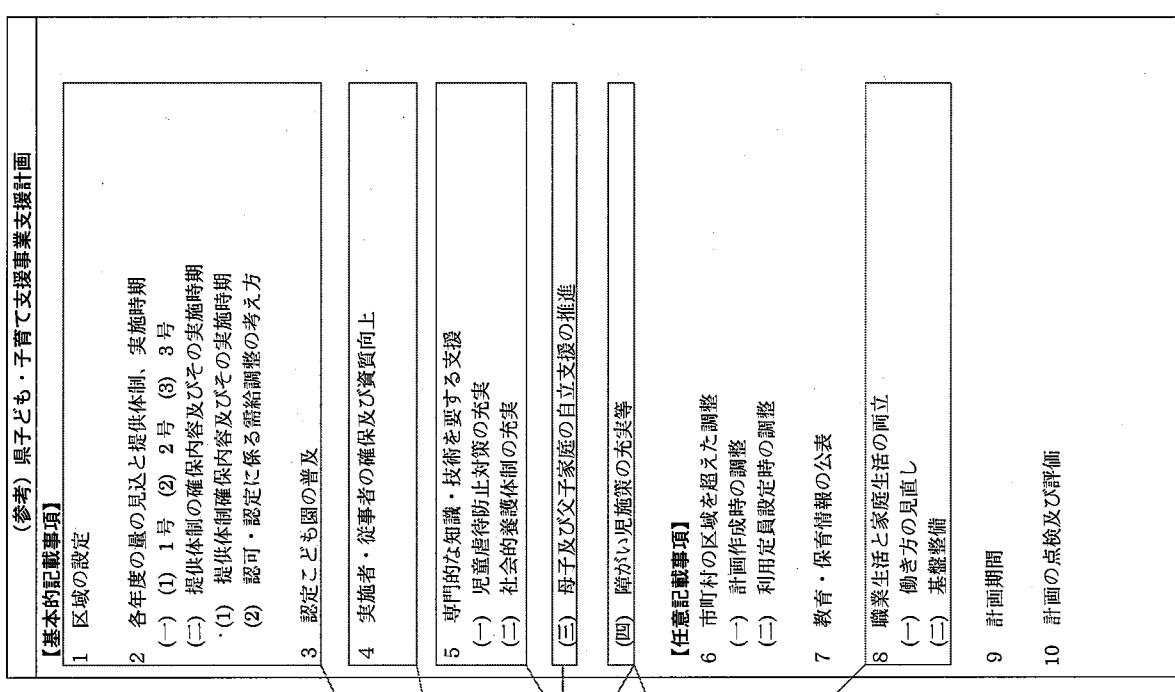
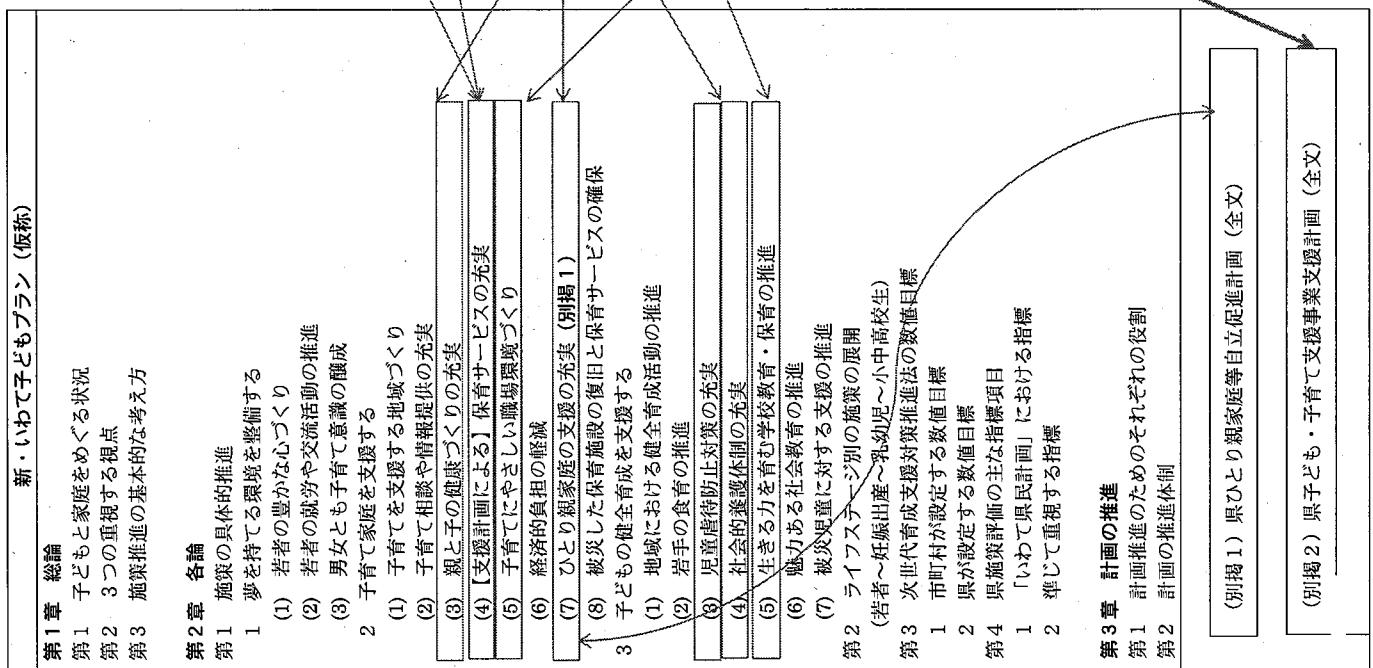
10 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価

ア 県は、各年度において、子ども・子育て支援事業支援計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、その結果を公表します。

イ 市町村で認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、市町村の定めた量の見込みと大きく乖離するなどにより、計画を見直した場合にあっては、県はその見直し状況を踏まえ必要な場合には県計画の見直しを行います。

新・いわて子どもプラン（仮称）の構成案

資料 3-4



資料4

岩手県子ども・子育て会議（第1回）意見に対する計画への反映状況

	発言要旨	反映状況
1	<p><計画策定と財政の関係></p> <p>プランを実行するための財政計画はどのようにかんがえているか。</p>	<p>プランの実施にあたっての財政的な予算は、国庫補助制度を活用しながら予算確保に努めていく。</p> <p>また、必要な財源が確保されるよう、国に対しても要望していく。</p>
2	<p><被災について></p> <p>岩手県は被災県であり、子ども達の状況を考慮に入れた計画にしなくていいのか。</p>	<p>基本方針や施策の基本方向において震災について追加記載した。</p> <p>また、計画の各論の中でも、「被災した保育施設の復旧と保育サービスの確保」、「被災児童に対する支援の推進」の項目を新たに設け、具体的な支援内容について記載した。</p>
3	<p><へき地における保育サービスの確保></p> <p>保護者のニーズがあれば、就業に困らないよう、幼稚園、保育所を無くさない方向で、手厚い配置をお願いしたい。</p>	<p>市町村のニーズ調査で保育所の利用希望等も質問しており、そうした状況も、市町村計画で把握したうえで検討していくこととなる。</p>

資料No.5

いわて子どもプラン、子ども・子育て支援事業支援計画策定スケジュール（案）

日程	新・いわて子どもプラン	日程	子ども・子育て支援事業支援計画
9月24日 10:00～	子ども・子育て会議②（素案協議）		
		11月26日	計画部会③（パブコメ案協議）
12月 9～12	子ども・子育て会議③（パブコメ案協議）		
	パブコメ（12月20日～1月19日）※地域説明会		
2月上旬	子ども・子育て会議④（最終案協議）		
3月	計画策定		

○岩手県子ども・子育て会議条例(平成 25 年 10 月 18 日条例第 69 号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第4項の規定に基づき、岩手県子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員 30 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 子ども(法第6条第1項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)

(2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 前3号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

4 前2条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取)

第6条 子ども・子育て会議は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。